

## 議 事 日 程 (第3号)

平成30年3月8日(木曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第3 議案第19号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第20号 東白川村木材関連産業担い手育成住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第5 議案第21号 平成30年度東白川村一般会計予算
- 日程第6 議案第22号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 平成30年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成30年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員(7名)

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	国保診療所 事務局長	伊藤保夫
会計管理者	今井英樹	監査委員	安江弘企

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
次 長 安 江 由 次

---

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、昨日に引き続き新年度予算の全員質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第18号から議案第27号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

質疑に入る前に、上程中の議案に対し誤りがあったとのことで、別紙のとおり正誤表が出ておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

上程中の日程第2、議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから、日程第11、議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの10件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

議案第20号の東白川村木材関連産業担い手育成住宅の設置及び管理に関する条例についてに關しましての質問をさせていただきます。

この条例をよく読みますと、特に7条の入居者の資格のところは、やっぱりこの今回の事業の主眼であります木材に関する林業・製材業、建築業を営む事業所へ就職予定もしくは就職している、要はそれに関する人しか入れないという住宅の条例になっております。これは今回の目的からしま

すと十分理解できますところですし、当然こうあるべきであろうということは理解した上で、ちょっと村長に伺いたいと思いますけど、以前この条例等を制定する前の段階で、4部屋入りまして、それに類する人が入って、もし空き部屋が出たら、そこはもうほかの人にも入っていただこうかなあなんていうことを以前おっしゃっていたことがあります。ただ、今回の条例制定によって、その道筋はこれでなくなるだろうと。ちょっと目的の人が入ろうと思ったときに、常に空き部屋を確保していけるという段階になるので、僕はそこについてはすごく理解しています。

今度、逆に、一昨年度整備しました独身の住宅につきましても、6棟準備したわけですけど、既に今満杯の状態でありまして、以前から言っていましたように、Iターン者というのは必ず年度がわりに来るとは限りません。ちょうどよく空き部屋があるときに来るとも限りません。いつ何時、東白川に来て何かを始めよう、もしくは一時的にでも東白川に住もうと来られるときのために、できれば住宅の空き部屋というのは常に確保してほしいという以前の趣旨の中で、じゃあ思い切って独身住宅を建てましょうと言われた経緯もあります。ですので、今回の条例制定によって、この空き部屋が誰でも入れる空き部屋ではなくなるということを鑑みますと、村長は今後独身の方、Iターン者、どんな理由があって来られた方でも受け入れる体制について、今後どういうふうに考えておられるかを、ちょっとこの条例から関連して質問させていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

人口対策における住宅の必要性というのは、かねてからお話をしておりで、私も議員と同じ認識だと思っております。中通荘につきましては御案内のとおりA棟という名前がついております。あれはB棟を建てられる余地と申しますか、敷地を確保しての設計でございましたので、財政的な余裕と申しますか、そこへ投資ができる時期が来ましたら必ずやB棟を建てたいと思っております。

現在の状況を見ますと、清流荘も若干あいてはございますし、フラットハイムもあいてございます。今回のいわゆる木材関連産業に関する後継者は、目的をはっきりさせたほうが、そういった業者の皆さん方にも意欲が湧いてくるだろうという思いもあって、最初お話をしておいたのは加速化交付金の申請の段階では、そういう縛りもちょっと緩いところもあるよというお話をしたところでございます。今回条例でしっかりと目的を定めた住宅にしていきたい。あいておっても、次に入る人を探すというぐらいの思いでこの住宅を管理していきたいというふうに考えております。

全体的な住宅対策においては、先ほど申し上げましたとおり、空き室ができるように、これからも展開をしてまいりたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

特に30年度は、6億というような多額な費用をかけて診療所と老健の施設整備をされるわけですが、ぜひとも当初の東白川村の基本理念である村民の皆さん方の信頼と期待を受けて施設整備を進めていただきたいなあとというふうに思いますし、また運営においても、ぜひ村民の皆さん方から信頼される整備を、運営を進めていただきたいなあとというふうに思いますけれども、その点について村長のお考えをお聞かせいただきたいなあとと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

計画をしております医療福祉等の整備については、長期計画を持って、まず第1期として診療所と老健をとということで、いろいろ御審議をいただいて、いよいよ計画をお認めいただければ着手をしてくる時期になりました。

この1年間かけて建てていくわけですが、建物は非常によくなっても中身はという議論はいつもございまして、ただこの間も診療所の運営委員会でお話をしたわけですが、老人保健施設については転換型の施設から、今回は新設になりますので、居室も、そして食堂、談話スペース、非常にすばらしいものになってくるということで、これは必ずや満足いただけるものになっていこうというふうに思っておりますが、診療所については、施設は新しくなりますけれども、御案内のとおり、例えばCTはやめるとか、医療サービスについては縮小の傾向をしっかりと打ち出した内容になっていると思います。そういう意味では、診療所が新しくなると医療サービスがすごくふえるというような、いわば勘違いといえますか、しっかりと村民の皆さん方に説明していかなくちゃいけない。ただ中身、満足度については、当然ながら医療の提供ですので、しっかりとこれからも指導をしていきたいと思っておりますし、中身については、秋に集落座談会を開いてしっかりと説明をしてみたいし、今私が言いましたような現実をしっかりと見きわめていただくといいこととお話をしていかないかなあと思っております。

サービスというのは医療水準の話であって、職員のサービスが落ちるとか、医師のサービスが落ちるとかということではないということは、改めて申し上げることはなく御理解がいただけると思いますが、今職員にお話をしておりますのは、そういう意味でもいろんな期待はやっぱりあることとございまして、これに応えるべく努力をなささいということと、将来はやはりほかの地域に建設するという意味をもう一回しっかりと考えて、白川町さんとの連携とか、それからこの地域でこういった医療機関を持つということの東白川村の価値というのが上がるというような思いで大きな投資をするわけですので、投資に見合った成果が保健・医療・福祉の分野だけでなく、例えば子供たちの未来に関する期待感とか、あるいは村民の皆さん方の生きがい感とか、あるいは人口対策につながるような、そういった施設にしていきたいと希望を持ちながら進めていきたいというふうに思っておりますので、これからもまたいろいろな形で御指導いただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

**○2番（今井美道君）**

今回上程中の30年度の予算、一般会計は30億ほどということで、特別会計を合計しますと48億5,000万ほどということで、24%増という形になります。

今回の予算の大きな要因は、老健、医療福祉ゾーンの計画ということで、老健と診療所の建設費用ということで、これが6億ほどということで、基金の積立金の3億ほどと、その他の借入金などを使っての一般会計で6億ほどが特別会計へ移動し、特別会計で建設をするということで、説明の中にもありましたけど、再度ということで二重のような形で計上されて、特別会計を合計した総事業計画というものがかなり大きくなっているように見られるわけです。このあたり、やはり村民の方も心配されるでしょうし、国や県がどういった形で懸念されるかということもあるかもしれませんが、このあたりの村民の方の心配はどう払拭されるのかということと、今後の財政の計画というか見込みをどのようにお考えになってみえるかをお伺いいたします。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

予算の特別会計と一般会計、このことについては、今質問で御指摘があったとおり、村民の皆さんが単純に考えると、非常に大きな伸びだというようなお話が出てきて心配されるという御懸念、これが心配をされましたので、村長の予算編成方針の中であえて言葉を足して、理由はここにありますよという説明もいたしました。このことについては、後日また村民の皆さんにはしっかり説明をしたいと思っております。

県や国がこれをどう見るかということは、余り心配はしてございません。これは財政あるいは行政のプロが見ることですので、一目瞭然で理解をいただけたらと思っておりますので、特段の心配はしてありませんが、あと財政の運用については、今回の事業は3億50万円、基金として積んでおっていたものを活用すること、それからあとは起債を活用するというところでございます。事業効果が、30年、50年と将来にわたって効果が期待されるべき建物でございまして、その単年度の会計に影響を及ぼさないように起債という仕組みをつくって、しかも交付税措置がある過疎債を有効に活用して、一般財源の使い道が余り大きな影響を受けてほかのことができないということにならないよう、予算編成をしたつもりでございまして。

全体を通して、いろいろな事業を展開してまいりました。そういった形で将来にも大きな計画が、FTTH化等がございまして。こういったことで財政投資は多少活発にやっていく村政という思いでございまして、これは今まで財政規律を守るために我慢をしていただいた、あるいは時期を後ろへ送ってきた事業を今、積極的にやっているという御理解をいただきたいと思っております。それは教育環境の整備であったり、はなのき会館の整備であったり、水道施設の保守であったり、こういった形

で大きな仕事をやっているということで、今は投資の時期という考えでございます。ただ、財政バランスにも気を使いながら、過大なお金を借りることによって財政が硬直化しないようなというように配慮しながら財政運営をしていきますので、御指導をまたよろしくをお願いをしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、村長の答弁の中で、るる理解をしております。

昨年の集落座談会の際には、今度の医療福祉ゾーンの計画は、第1期工事という名目で、今回やられるわけですが、その先を見ますとやっぱり医療と福祉と介護のこの3つがやっぱり拠点としてしっかり整っていないと、これからの高齢社会を乗り切るにはなかなか難しい面も出てくるかと思えますし、そこの面でやっぱり次のことをどうするかということも、ある程度財政的なことも十分検討をしてもらって、次はこういうふうにしたいという要望も村民のほうからはちらほらと出ておりますので、秋に座談会もやられるというふう聞いておりますので、2期工事といいますが次の段階はこういうことを目標にして財政等を鑑みながらいくというようなことも、多少村長の頭の中にあるのか、1期工事のこの面で一応のあれは整ったというふうに理解しておられるのか、今後のことも含めてちょっとお聞きをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

医療福祉ゾーン整備計画の概要の議論の中でお話を示したとおりでして、将来はせせらぎ荘あるいは保健センターも移転してくるよということでございますし、第2期には地域の医療ニーズ、福祉ニーズに合った施設をという考えで、そのときには、今一番の課題はやはり独居老人の皆さん方が安心して暮らせる村でありたいということでございますので、私の頭の中にはそういった方々が安心して暮らせるための施設が必要ではないだろうか、老健というのは一応要介護になったような方々が入られる施設でございますし、治療をしてまた家庭にお返しするというような施設でもあるということは御理解をいただいていると思いますが、白川町にありますサンシャイン、また特養で要介護3以上、原則ということで、これは全く身体的にもかなり介護が必要な方々が入る施設。そうじゃなくて、健康で、ただひとり暮らしが心配と、こういった方々がどうやって暮らすかというのはこれからこの村の課題だと思っています。それは、交通の便の確保も含めて課題としてこれから大きな問題になってくるかなというふうに思っております。

その第2期の計画については、そういう考えでおりますので、また地域の皆さんへそういった投げかけをして計画を煮詰めてまいりたいとは思っておりますし、この医療整備ゾーン計画の審議をいただきました専門家の皆さん方の御意見の中には、それも妥当であろうということもいただい

いますし、ただし全部を公的サービスでやる必要はないという御意見もいただいております。私もそう思います。そういったところは民間の、用地だけは村の用地になりましたので、ここを活用していただいて、民間事業者の中でそういったことにチャレンジをしていただける方々が、そういったことも視野に入れて、全てを公的サービスで行うのではなく、民間事業者の活用、なかなか難しいことはありますが、視野に入れて考えていきたいと思っています。

もう一つは、地域の連携ということで、先ほどもちょっと申し上げましたように、白川町さんの社会福祉協議会、あるいは白川病院さん、そして東白川の社会福祉協議会、こういったところの連携が必要になってくる時代になってきますので、それぞれが介護ニーズの変化に対して、今ちょっと過渡期になってきておりました、これはゼロ予算でございますけど、白川町との事務の一緒にやれるものは一緒にやっていく研究をしましょうよということはお白川町長と話し合いもできておりますし、既にこの白川の社会福祉協議会と東白川の社会福祉協議会、サンシャインさん、三者の懇談会は1回会議を持たれて、私も会長という立場で参加をしております、同じ課題を持って今後また話し合いをしながらやっていこうと、こういった中にもこの医療福祉ゾーンの面の価値をしっかりと理解いただいて、活用いただけるような支援もできてこないかなという期待をしております。以上です。

**○議長（服田順次君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

**○3番（桂川一喜君）**

平成30年度の予算に関して、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の予算を一言で言いあらわすとしたら、目先にとらわれない長期の展望に基づく大きな視点から立てられた俯瞰型予算と言えます。

今井村政が1期4年を終えようとする今、単年度予算の考え方だけでは到底なし得ない大きな事業に積極的に取り組む事業が予算化されています。それも、自分の任期中におさまる期間以上の村の未来、将来に対しても責任を持つという、かなり大胆な予測のもとに立てられている予算が多く見られます。

予算を立てる責任が村長にあるのに対し、その予算を認める責任は議会側にあります。今回の予

算は、その議会にも長期の展望や大きな視点を持つことができるかを問う、大きな課題を突きつけられたものと考えられます。

対話を大切にするという村長の姿勢は、住民との間や議会との間にもしっかりとした議論を重ねるという形であらわれています。今回の予算にもその足跡が感じられます。しかし、議論を重ねることは、いたずらに決定をおくらせることにもつながります。全ての事業には、さまざまな期日が存在します。

全ての村民が納得するまで議論を重ねるのが理想とはいえ、どこかで決断を下さなければいけないのが現実です。今回の予算には、その決断の結果が随所に見られます。

10年先、30年先、50年先、100年先、それらのキーワードとともに出される予算の数々。移り変わりの激しい現代において、それらを正しく予想していくことがどんなに困難なことかは言うに及ばないでしょう。

将来にわたる事業への評価、それらをこの議会に立ち会う全ての人間で共有する、その瞬間に立ち会わなければならない重責を感じるとともに、大いなる喜びをも感じています。

夢ばかりでは食えないという表現があるように、今回の予算は財政の裏づけに対しても非常に慎重に考えられており、そのために事業計画の縮小も存在しております。それはある意味短所でもあります。村民の生活をしっかりと考えた結果の慎重論であり、長所ともいえます。

そのほかにも、既存の事業などで村民にとって必要なものはしっかりと継続する意思が、十分に読み取れるものとなっております。

以上のように熟考した結果、今回の予算はこの議会が認めるに値する立派な予算であるものと結論づけ、平成30年度予算の賛成討論といたします。

#### ○議長（服田順次君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの10件について、新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの10件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。したがって、議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから議案第27号 平成30年度東白川村後

期高齢者医療特別会計予算までの10件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

#### ○議長（服田順次君）

日程第12、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

#### ○議会運営委員長（安江祐策君）

平成30年3月8日、東白川村議会議長 服田順次様、議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出します。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議の日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長から申し出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

#### ○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成30年第1回定例会を閉会といたします。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員